

令和 6 年度都市公園産業廃棄物処理業務委託仕様書

履行期限：着手の日から令和 7 年 3 月 31 日まで

- 第 1 条** 本書仕様書は、都市みらい部公園管理課が発注する「令和 6 年度都市公園産業廃棄物処理業務委託」に適用する。
- 第 2 条** 本業務は市内都市公園等 90 箇所¹の産業廃棄物(当該公園等で公園愛護会、企業ボランティア(公園)等の活動などで集積・分別された産業廃棄物も含む)を週 1 回、指定された廃棄物置き場より収集運搬し、処分するものである。
- 第 3 条** 産業廃棄物は、主に缶、ビン、ペットボトル、混合廃棄物(廃プラ、木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず等)、自転車、家電(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン)等とする。なお、ペットボトルのキャップとラベルは付いたままとする。
- 第 4 条** 受託者は、本業務の履行にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という)、その他の関係法令を遵守すること。また、受託者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写しの提出及び保管義務等については、廃棄物処理法及び環境省令等の定めに従い適切に対応すること。
- 第 5 条** 産業廃棄物の回収日は、月曜日(東エリア：32 箇所)・水曜日(西エリア：28 箇所)・金曜日(小緑エリア：30 箇所)とし、回収日等の変更がある場合は、発注者と受託者で事前に協議するものとする。(別紙、回収 90 公園一覧を参照。)
- 第 6 条** 本業務は産業廃棄物回収・運搬・処分費、マニフェスト手数料、その他諸経費を含むものとする。
- 第 7 条** 受託者は、産業廃棄物収集運搬業許可書(写し)、産業廃棄物処分業許可書(写し)を提出すること。
- 第 8 条** 受託者は毎月の業務報告書及び産業廃棄物管理票(マニフェスト)を作成し、実施した月の報告をその翌月の 7 日以内に監督員に提出し、作業状態の検査を受けなければならない。
- 第 9 条** 受託者は、契約締結後、速やかに産業廃棄物処理業務の経験を有する業務責任者を定め、業務責任者届を提出すること。また、受託者は、緊急時連絡体制表を作成し、契約した日から 7 日以内に発注者へ提出

すること。

第 10 条 受託者は、都市みらい部公園管理課が発注する「都市公園維持管理業務委託」の受託業者と連絡・連携を十分にはかり、本業務を滞りなく遂行すること。

第 11 条 当該都市公園等に不法投棄があった場合は、監督員に速やかに報告すること。

第 12 条 当該都市公園等以外で、市職員から早急に回収しなければならない産業廃棄物の要望があった場合は、速やかに応じること。

第 13 条 受託者は本業務の安全管理に留意し、事故等が発生した時は速やかに監督員に報告すること。

第 14 条 台風等の自然災害、事件・事故等が発生した場合、業務の履行については、発注者、受託者協議の上で決定することとする。

第 15 条 暴力団員等の排除

(1) この業務に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団、暴力団員、又は暴力団関係者に該当すると判明したときに那覇市は、この契約を解除することができる。

(2) 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

(3) 暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

第 16 条 この仕様書に定めていない事項について定める必要が生じた時、又は、この仕様書について疑義が生じた時は、発注者、受託者協議の上で定めるものとする。